

## 組合員（会員）になると…



新しく組合員（会員）になると「資格情報通知書」を交付いたします。当該書面は、皆様が加入した共済組合の資格情報をお知らせするものになります。

また、令和6年12月2日から医療機関等で受診する場合は、原則マイナ保険証（※）を利用することに伴い、以前、資格取得の際に交付していた「組合員証等（健康保険証）」の交付が終了となっております。

そのため、組合員の資格を取得した際、マイナンバーカードを持っていない方やマイナ保険証の利用登録をしていない方には、健康保険証の効力がある「資格確認書」を交付いたします。

また、共済組合は組合員の掛金と地方公共団体からの負担金を財源として各種事業を行っており、皆さまの給与等から掛金（保険料）が差し引かれます。

（※）健康保険証利用登録を行ったマイナンバーカード

<p>◆資格情報通知書（A4紙面）が交付されます。</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p style="text-align: center;">【資格情報通知書】</p>	<p>◆掛金（保険料）を納めてもらいます。</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p>掛金は、毎月の給料と賞与から控除されます。</p>
--	---

◆各種給付が受けられます。

組合員（会員）になると、以下の事業の給付を受けたり、事業を利用したりすることができます。

### 【事業概要一覧】

事業	事業概要
短期給付事業 （健康保険に関する事業）	組合員とその家族の病気やケガ、出産、死亡、休業又は災害に対して必要な給付を行います。 <ul style="list-style-type: none"> <li>◆保健給付（療養の給付、高額療養費、出産費など）</li> <li>◆休業給付（育児休業手当金、傷病手当金など）</li> <li>◆災害給付（弔慰金、災害見舞金）</li> <li>◆附加給付（一部負担金払戻金、家族療養費附加金など）</li> </ul>
長期給付事業 （年金に関する事業） ※短期組合員は適用外	被保険者（組合員）の老齢、退職、障害又は死亡に対して、厚生年金又は一時金等の給付を行います。 <ul style="list-style-type: none"> <li>◆老齢厚生年金</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆退職等年金給付</li> <li>◆障害給付（障害厚生年金）</li> <li>◆遺族給付（遺族厚生年金）</li> </ul>
<p style="text-align: center;">福祉事業 (福利厚生に関する事業)</p>	<p>組合員とその家族の健康維持・管理及び増進を図ることを目的とした保健事業、組合員に対する貸付事業、保養所の運営などを行っています。身近な事業となりますので、積極的にご活用ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆保健事業（各種健（検）診、健康教室、運動セミナーなど）</li> <li>◆貯金事業</li> <li>◆貸付・物資事業（住宅貸付、自動車購入など）</li> </ul> <p>※ 再任用職員又は会計年度任用職員等、任期の定めのある職員の方についても貸付・物資事業の利用ができますが、償還期間は、任期の定める月の範囲内となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆福祉年金事業（遺族附加年金事業・積立年金事業）</li> </ul> <p>※ 短期組合員の方は、長期（年金）給付事業の適用外のため、福祉年金事業の新規加入はできません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆宿泊事業（うしお荘、むつみ荘）</li> </ul>
<p style="text-align: center;">互助会事業 (共済組合の補完事業)</p>	<p>共済組合の事業を補完し、より充実させるための事業として、疾病予防薬品等の購入や各種検診への助成を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆医療給付事業（一部負担金補助金、家族療養補助金）</li> <li>◆ライフアップ事業（資産形成講座、観戦等チケット支援など）</li> <li>◆安心生活支援事業（結婚祝金、弔慰金などの慶弔給付）</li> <li>◆健康生活支援事業（薬品等購入助成）</li> <li>◆健康推進事業（各種ドック助成など）</li> </ul>

※共済組合の事業への各種届出や手続は、所属所（勤務先）の総務課などの共済組合事務担当課を通じて行います。